

広島市認知症理解普及促進事業実施要綱

(目的)

第1条 認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするために、地域における認知症の理解を普及する取組や道に迷った場合等に対応したネットワークづくりを推進することにより、地域全体での認知症高齢者等の見守りや支援の体制を推進することを目的とする。

(認知症高齢者等家族の会育成・支援事業)

第2条 広島市の各区ごとに活動している認知症高齢者等家族の会を育成・支援することにより、在宅で認知症高齢者等を介護している家族等の介護技術等の向上及び介護負担の軽減を図るとともに、地域における認知症高齢者等の見守り・支援体制づくりを促進することを目的とする。

2 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 会の活動場所の提供
- (2) 交流会、研修会その他会の活動に対する講師の派遣
- (3) 会の活動に対する助言その他必要な援助

3 事業の実施機関は、各区厚生部地域支えあい課（地域包括支援係）とする。

(認知症高齢者等 SOS ネットワークの構築)

第3条 道に迷うおそれのある認知症高齢者等の事前登録を区で受け付け、地域の関係機関・団体と連携を図り、警察の搜索活動に協力するとともに、関係機関が連携して、家族等への支援や認知症高齢者等への正しい接し方についての周知を行う。

2 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 認知症高齢者等の所在が不明となった場合には、地域の関係機関団体と連携を図り、警察の搜索活動と連携し、早期発見への協力を行う。
- (2) 認知症高齢者等に関する相談、支援に関すること。
- (3) 本ネットワークの周知・拡大に関すること。
- (4) その他ネットワークの充実のために必要なこと。

3 事業の実施機関は、各区厚生部地域支えあい課（地域包括支援係）とする。

(認知症高齢者等保護情報共有サービス)

第4条 身元不明者として保護された認知症高齢者等に係る迅速な情報伝達により、認知症高齢者等の安全確保と家族等の負担軽減を図ることを目的とする。

2 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 認知症高齢者等又はその家族等からの申請に基づき、家族等の緊急連絡先等の情報を携帯電話等で読み取ることでできる二次元コードが印字されたラベルシール（見守りシール）を交付し、当該認知症高齢者等が道に迷った場合等において、発見者が二次元コードを読み取ることで、発見者と家族等が対象者の安否情報等をインターネッ

ト上で共有できる仕組みを提供する。

(2) 当該事業の周知等を行う。

- 3 事業の実施機関は、健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課及び各区厚生部地域支えあい課（地域包括支援係）とする。

（認知症高齢者介護セミナーの開催）

第5条 市民向けのセミナーを開催することにより、市民一人ひとりの意識啓発を図り、精神症状や問題行動等その疾病の特性から正しい知識が得られにくい、認知症高齢者等の介護方法や心理について正しい知識の普及を図ることを目的とする。

2 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 適切なセミナーが開催できると認められる委託団体に委託して実施することとする。
- (2) 原則として、広島市に住所を有する者を対象として実施するものとする。
- (3) 事業の実施にあたっては、介護老人福祉施設等の施設サービス及び在宅福祉諸制度の紹介並びに認知症高齢者等に関する介護方法の説明・介護の体験談発表・心理に関する講義等について、講演会形式の他、グループワーク、体験学習等の方法により効果的に行うものとする。

- 3 事業の実施機関は、健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課とする。

（認知症アドバイザー等による普及啓発活動）

第6条 認知症に関する専門知識を持った人材である認知症アドバイザーが、認知症についての正しい知識を一般市民等に対し、認知症サポーター養成講座や相談活動を通じ、広め伝えていき、認知症にやさしい地域づくりを推進することを目的とする。

2 事業の内容は次のとおりとし、詳細については、別途「広島市認知症アドバイザー及び認知症サポーター養成事業実施要領」に定める。

- (1) 認知症アドバイザー養成講座
- (2) 認知症アドバイザーフォローアップ講座
- (3) 認知症サポーターステップアップ講座指導者養成研修
- (4) 認知症サポーター養成講座
- (5) 認知症サポーターステップアップ講座

（その他）

第7条 この事業の実施にあたっては、認知症高齢者等の見守り・支援体制づくりを促進するものとなるよう、活動内容を工夫し、各々の認知症施策と連携を図って実施するものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。